

第三回型取引の適正化推進協議会 議事概要

日時：2019/10/18（金）09:30～10:50

場所：経済産業省別館 944 会議室

出席者：

〈委員〉：細田座長、秋葉委員、今清水委員、内原委員、加藤委員、川島委員（代理）、熊倉委員（代理）、小出委員、小林委員、高瀬委員、高橋委員、藤井委員、藤原委員、正岡委員（代理）、宮坂委員（代理）、棟近委員（代理）

〈オブザーバー〉：森氏

〈関係省庁等〉：経済産業省高田製造産業局長、経済産業省製造産業局松本素形材産業室長、中小企業庁前田長官、中小企業庁亀井取引課長、公正取引委員会川上企業取引課長、国土交通省斎藤船舶産業課長、株式会社帝国データバンク（事務局）、株式会社野村総合研究所（事務局）

1. 報告書案に関する質疑応答

- 類型Cは、定義上、発注側から型に関する関与はないとしている。12 ページの基本原則④については、類型Cについても、協議等の実施、適正な保管費用の算定等の関与が求められているように読めるが、定義と矛盾しないか。
 - 特に、基本原則④については、双方協議をした上で「発注者が型に関与しない」旨を合意するよう整理した。そのような合意があれば、例えば3年毎の協議等は必須としていない。
- 類型Bについて、型代金を支払えば所有権は移転しないか。型代金を支払っても所有権が受注側に残ると整理することに違和感がある。
 - 類型Bの取引対象は部品であり、型自体は請負の対象ではなく、型代金も支払っていない。支払っているのは型製作相当費であり、これは、部品製造の準備のために型の製作に必要な費用を指している。型の所有権を取得して、その対価を支払う取引であれば、類型Aに該当する。
 - 型代金の支払いではなく、経費処理等を行っているのであれば、個別に質問が出るのが予想されるので、その際は対応いただきたい。
- 基本原則②-Bで着手金への言及があるが、これは支払方法の例示との理解で良いか。
 - 良い。具体例を示した方が理解、対応が進みやすいと思われたので、着手金等と言及した。
- 我々の業界団体は、2 ページに先進的な指針を策定した取組と紹介されているように、粛々と対応して行くだけである。
- 基本原則③-A-2について、「～補給部品となり、部品の生産数が低減したにも

かかわらず、発注側企業が型の廃棄の決定を行わず～」との記載がある。③－B－2にも同様に記載している。発注側企業としては、生産数が減少する補給部品となっても、補給部品を必要とする以上、生産をゼロにするつもりはないので、型廃棄の決定もしないのが自然ではないか。このようなルール作りを行う趣旨は十分に理解しているので、もっと自然に読めるような記載の工夫が必要ではないか。

- 趣旨を踏まえて修正を検討する。
- 本報告書の内容が、実際に受注側企業と交渉する発注側企業の購買担当者まで確実に浸透するよう、注意喚起していくべきではないか。
 - 本報告書の内容をしっかりと実行していくことが重要であり、例えば、Gメン等を活用して情報を収集し、実行を阻害する問題があれば適切に対処していく。
 - 中小企業庁としても、産業界に対して引くことなく対処していく。
- 我々の業界団体は、19 ページに記載されているような社内マニュアル・社内ルールを持っているので、これをきちんと遵守していくことが重要であり、サプライチェーンの競争力を向上する土台になるものと認識している。

2. 報告書案の取り扱いについて

- 本日は報告書案の取りまとめとし、今後、協議会委員以外の団体等の声も反映すべく、パブリックコメントを実施し、それを踏まえて報告書を策定する予定である。本日いただいたご意見はいずれも表現の工夫で足りるものなので、報告書（案）の修正は座長に一任いただきたい。
 - （異議なし）

以上